



SASEBO

City Public Relations magazine

1

2022
vol.854

特集 佐世保市動物愛護センターが供用開始!

人も動物も
暮らしやすいまちへ P6



12月1日に動物愛護センターから里親に引き取られた茶々丸くん

世知原茶の
和紅茶と
緑茶セット
プレゼント!

P21



P2 年頭のごあいさつ

P12 新型コロナ追加接種

P4 「佐世保市市民栄誉賞」表彰式

P16 させぼ文化マンス

新型コロナウイルス感染症の影響で催しの日程などが変更される場合もありますので、最新情報は各問い合わせ先にご確認ください。

児童1人
5万円支給

令和3年度

「子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)」を支給します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を力強く支援するため、高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付(先行給付金)を支給します。

- 対象児童**
- ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
 - ②平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ(高校生相当年齢)の児童
 - ③令和3年9月1日～令和4年3月31日に生まれた児童手当支給対象となる児童(新生児)

- 支給対象者** 上記①～③の児童の保護者(児童手当受給者)
- ※保護者の所得が児童手当法の所得制限以上の場合は対象外です。児童手当法の所得制限額は市ホームページをご覧ください。
- ※②は児童の保護者のうち、所得の高い人が対象者となります。

支給額 児童1人につき5万円

申請方法 申請が必要な人は、申請書に必要事項を記入の上、子ども支援課へ郵送(〒857-0042、高砂町5-1)するか、オンライン申請ポータルページから手続きしてください。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

●申請が必要な人
支給対象者が公務員、または②のうち児童手当支給対象となる弟妹がいない人

●申請が不要な人
上記以外の人

※受給を辞退する場合は「申出書」の提出が必要です。

- 支給時期**
- 申請が必要な人 1月下旬から審査後に支給開始
 - 申請が不要な人 12月27日(月)から支給開始

※③のうち公務員以外の方は児童手当認定確認後に随時支給します。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

オンライン申請
ポータルページ→



市ホームページ→



問い合わせ 同臨時特別給付(先行給付金)支給事業コールセンター ☎ 38-3021
(年未年始を除く平日9時～17時)

※国が予定している10万円のうち、残りの5万円相当の給付については決定次第、市ホームページなどでお知らせします。



令和4年1月1日発行 編集・発行/佐世保市総務部秘書課広報係
〒857-8585(市役所専用) 長崎県佐世保市八幡町1-10 TEL 0956-24-1111
FAX 0956-25-2184 MAIL hishok@city.sasebo.lg.jp 印刷/楳九大印刷



佐世保市公式
Instagram



佐世保市
公式LINE